

令和4年12月27日

公益社団・財団法人 代表者殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長

インボイス制度の改正案に関するリーフレットの周知について

公益法人の皆様におかれましては、平素から、公益法人行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度は、12月23日に閣議決定されました令和5年度税制改正の大綱におきまして、主に中小事業者を対象としたインボイス制度に関する負担軽減措置が講じられることとなっています。今回はこうした改正案に関するリーフレットについてご案内申し上げます。

貴法人におかれましても、職員への周知等、ご協力いただきますと幸いです。

【ご案内】

上記のとおり、令和5年度税制改正の大綱におきましては、インボイス制度に関する様々な負担軽減措置が講じられることとなりました。また、こうした負担軽減措置に加え、令和4年度第2次補正予算においても、中小・小規模事業者向けの持続化補助金・IT導入補助金の拡充が行われています。

つきましては、これらの支援措置について分かりやすくご案内したリーフレット（別添1）が財務省HPで公表されております。

また、制度の概要については、小規模事業者の方にも分かりやすくインボイス制度を解説したリーフレット（別添2）もございますので、併せてご活用ください。

（財務省ホームページ）リーフレット「インボイス制度、支援措置があるって本当！？」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice.pdf



（国税庁ホームページ）リーフレット「免税事業者のみなさまへ令和5年10月1日から インボイス制度が始まります！」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeirit-su/pdf/0022001-174.pdf>



以上